

うなぎ稚魚漁業の許可について

令和5年11月22日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 うなぎ稚魚漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用たも網	古川（別添図1のとおり）、湊川	2月1日から4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者
	東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川		1	
	綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面		1	
	番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで		1	

相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川		1	
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）		1	
神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面		1	
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）、鳴川幹線排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添図5のとおり）		2	
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）		1	
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大束川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門		1	
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大束川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門		1	
綾川新開潮止堰（別添図6のとおり）		1	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年11月29日～同年12月28日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - (ア) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (イ) 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
  - (ウ) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
  - (エ) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
  - (オ) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
  - (カ) 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
  - (キ) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
  - (ク) 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
  - (ケ) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
  - (コ) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
  - (サ) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

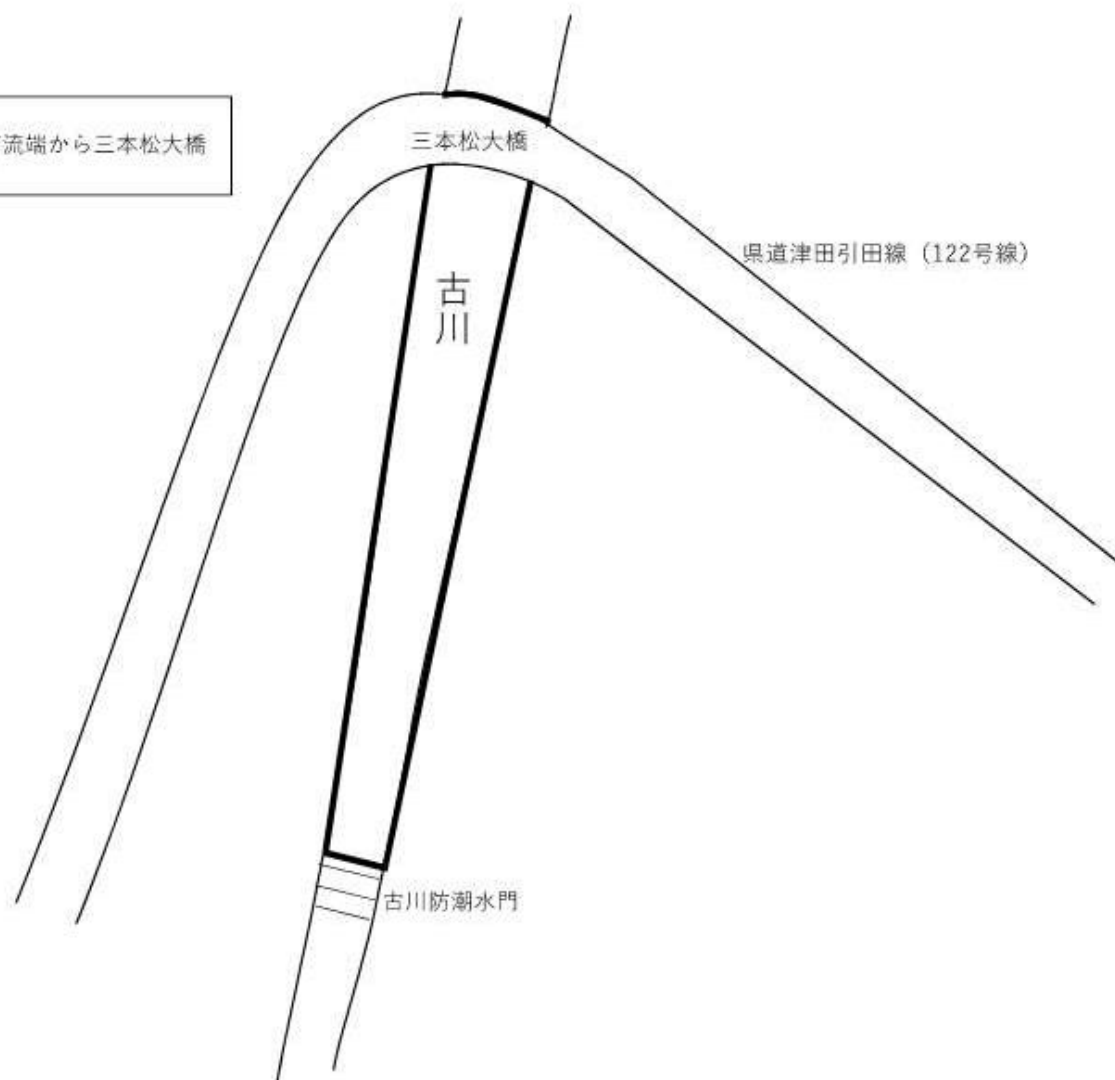
(裏)

<p>年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証</p> <p style="text-align: right;">第 - 号</p> <p>許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域</p> <hr/> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">香 川 県 県印</p>	<p>採捕従事者</p> <p>住 所</p> <p>生年月日           年       月       日</p> <p>許可名義人氏名       (許可番号第 )</p> <p>漁業種類</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別添図1

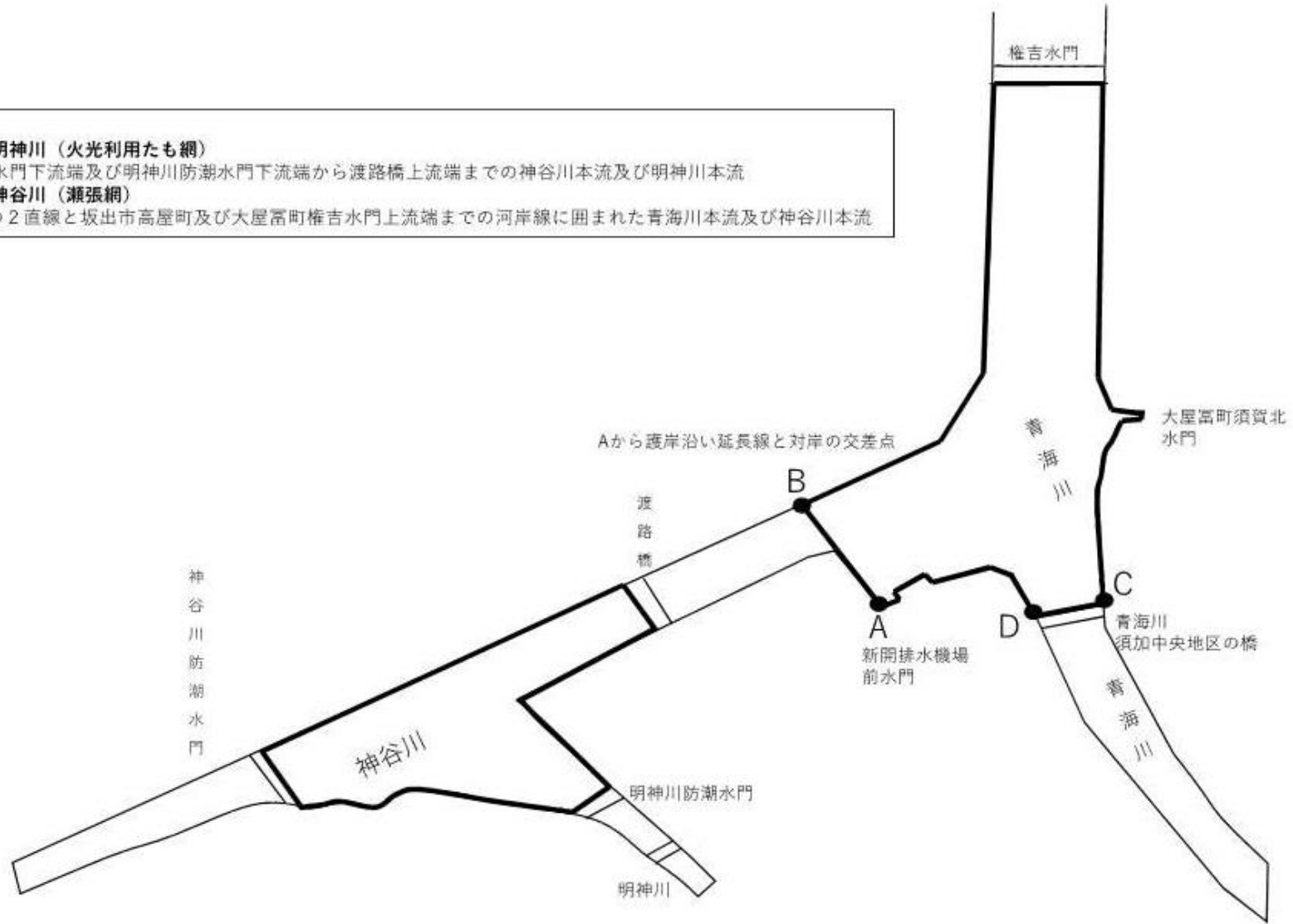
**操業区域 古川**

東かがわ市三本松古川防潮堤水門下流端から三本松大橋  
下流端までの古川



別添図2

- 作業区域**
- ・ 神谷川及び明神川（火光利用たも網）  
神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門下流端から渡路橋上流端までの神谷川本流及び明神川本流
  - ・ 青海川及び神谷川（瀬張網）  
AB及びCDの2直線と坂出市高屋町及び大屋富町権吉水門上流端までの河岸線に囲まれた青海川本流及び神谷川本流



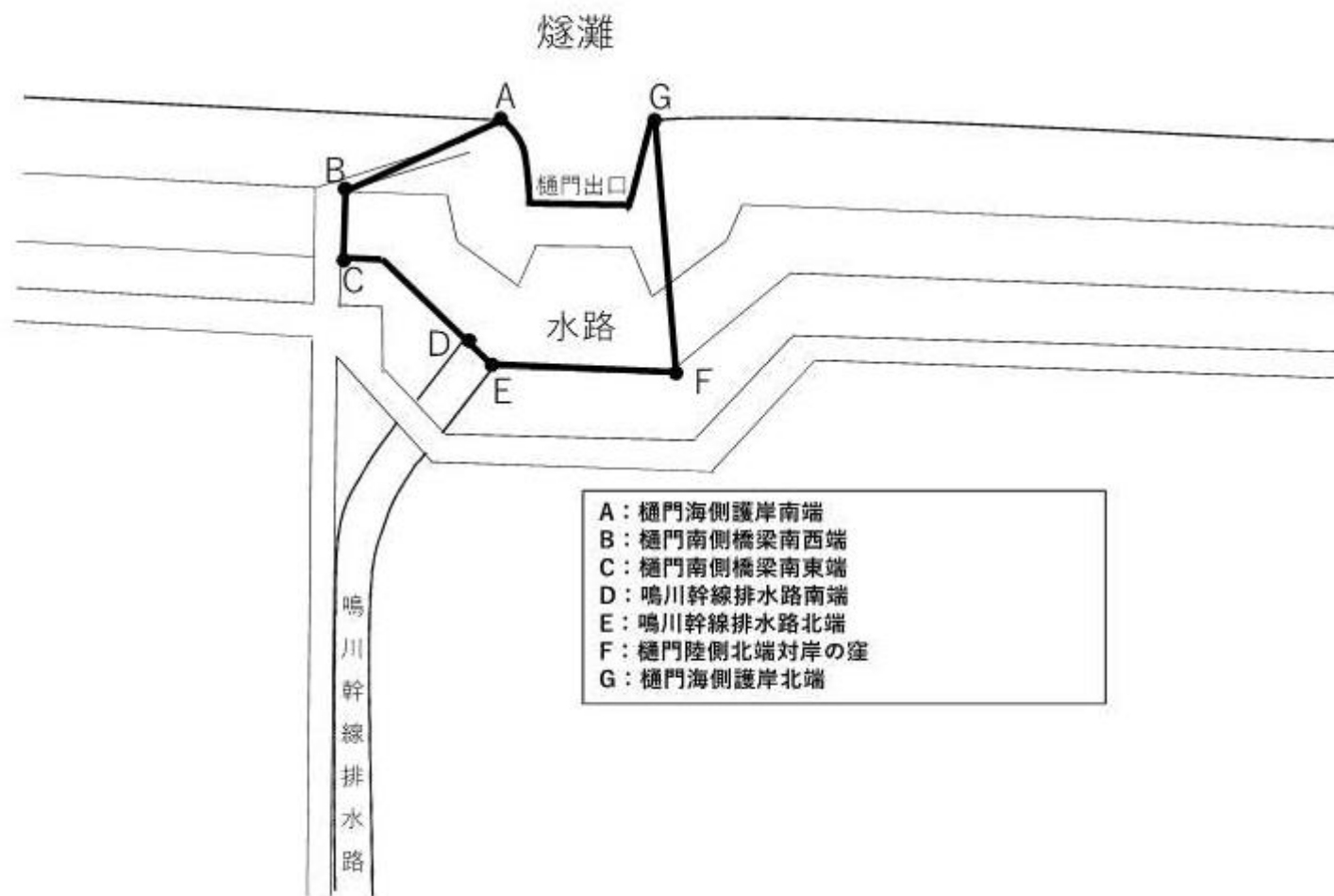
別添図3

作業区域 三豊市田井川  
直線ABと三豊市仁尾町北新橋下流端に囲まれた区域



別添図4

作業区域 鳴川幹線排水路  
直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面



別添図5

操業区域 豊浜港  
直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域





別添図 6

作業区域 綾川新開潮止堰

AB、BC、CD、DAに囲まれた区域(ただし、魚道を含む)

